

資料 8

大病財第12号

令和元年7月29日

大阪市長 松井一郎様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英印

出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

別表の①欄のとおり

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要ななくなったと認められる理由

大阪市立住之江診療所の新築移転に伴い不要となるため

- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
別表の②欄のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
別表の③欄のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期
令和元年12月予定
- 6 その他必要な事項
なし